

山梨県国民保護計画 新旧対照表

修正箇所	新	旧
第2編第1章 第3 2	<p>第1章 組織及び体制の整備等</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項</p> <p>県は、武力攻撃災害の発生時においても情報の収集、提供を確実に遂行するために情報伝達ルートが多ルート化(緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、電話、FAX、防災行政無線、防災情報システム、農協の有線放送等)や停電等に備えた非常用電源の整備、確保等に努めるとともに、通信途絶時における対応策も検討する。</p>	<p>第1章 組織及び体制の整備等</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>2 非常通信体制の確保にあたっての留意事項</p> <p>県は、武力攻撃災害の発生時においても情報の収集、提供を確実に遂行するために情報伝達ルートが多ルート化(_____ 電話、FAX、防災行政無線、防災情報システム、農協の有線放送等)や停電等に備えた非常用電源の整備、確保等に努めるとともに、通信途絶時における対応策も検討する。</p>
第3編第2章 1(1)エ	<p>第2章 県対策本部の設置等</p> <p>1 県対策本部の設置</p> <p>(1)県対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。 ア～エ(略)</p> <p>【想定される主な通信機器】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 県の防災情報関連システム _____</p> <p>⑦ 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)</p> <p>⑧ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)</p>	<p>第2章 県対策本部の設置等</p> <p>1 県対策本部の設置</p> <p>(1)県対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。 ア～エ(略)</p> <p>【想定される主な通信機器】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 県の防災情報関連システム 等 (新規)</p> <p>(新規)</p>
第3編第3章 11	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>11 避難住民に期待される行動</p> <p>避難の準備 (削除)</p> <p>① 避難集合場所の確認 (避難集合場所、避難方法等)</p> <p>② 隣・近所との連絡等</p> <p>③ 警報の伝達の確認</p> <p>④ 重要物品等の備え(準備) (家族内で持出者の決定)</p> <p>⑤ 寝具の確保(毛布等)</p> <p>⑥ 日用品の確保 (歯磨き、日用品、タオル等)</p> <p>⑦ 連絡先等のメモ作成(親戚等)</p> <p>⑧ 家族間の避難・連絡等の決定</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>11 避難住民に期待される行動</p> <p>避難の準備</p> <p>① 警報の伝達の確認 (防災行政無線のセット等)</p> <p>② 避難集合場所の確認 (避難集合場所、避難方法等)</p> <p>③ 隣・近所との連絡等</p> <p>④ 警報の伝達の確認</p> <p>⑤ 重要物品等の備え(準備) (家族内で持出者の決定)</p> <p>⑥ 寝具の確保(毛布等)</p> <p>⑦ 日用品の確保 (歯磨き、日用品、タオル等)</p> <p>⑧ 連絡先等のメモ作成(親戚等)</p> <p>⑨ 家族間の避難・連絡等の決定</p>

<p>第3編第3章 11</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 警報の伝達(市町村長) ① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線、サイレン等による周知 ②～⑥ (略)</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 警報の伝達(市町村長) ① _____ 防災行政無線、サイレン等による周知 ②～⑥ (略)</p>
<p>第3編第3章 11</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 避難の指示の伝達(市町村長) ① 住民への周知事項 等 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線等による周知 ・避難方法、手段等の通知 避難集合場所 手段(徒歩での集合) 避難所 等 ②(略)</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 避難の指示の伝達(市町村長) ① 住民への周知事項 等 ・ _____ 防災行政無線等による周知 ・避難方法、手段等の通知 避難集合場所 手段(徒歩での集合) 避難所 等 ②(略)</p>
<p>第3編第3章 11</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 避難の指示の伝達(市町村長) ① 住民への周知事項 等 ・全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線等による周知 ・避難方法、手段等の通知 避難集合場所、経路、手段(徒歩での集合) 避難所 等 ②(略)</p>	<p>第3章 関係機関相互の連携 11 避難住民に期待される行動 避難の指示の伝達(市町村長) ① 住民への周知事項 等 ・ _____ 防災行政無線等による周知 ・避難方法、手段等の通知 避難集合場所、経路、手段(徒歩での集合) 避難所 等 ②(略)</p>
<p>第3編第4章 第1 2(2)</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 2 市町村長の警報伝達等の基準 (2) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災行政無線以外の伝達方法についても検討しておくものとする。</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の通知及び伝達 2 市町村長の警報伝達等の基準 (2) 警報の伝達方法については、当分の間は、現在市町村が保有する伝達手段に基づき、原則として次の要領により行うものとする。 また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、 _____ 防災行政無線以外の伝達方法についても検討しておくものとする。</p>

<p>第3編第4章 第2 2(3)</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示 (3) 県域を越える住民の避難の調整 ア 県域を越える避難 (ア) (略) ①～④ (略) この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が図られることから、関係都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域毎に避難住民の割当等の細部について調整を図る。 また、避難先の地域を管轄する都道府県知事等に避難住民の輸送手段の手配等を依頼する場合は、<u>安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先地域を管轄する都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、当該事務を委託することとする。</u></p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示 (3) 県域を越える住民の避難の調整 ア 県域を越える避難 (ア) (略) ①～④ (略) この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示にあたって国により実質的な調整が図られることから、関係都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域毎に避難住民の割当等の細部について調整を図る。 (新規)</p>
<p>第3編第4章 第2 2(3)</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示 (3) 県域を越える住民の避難の調整 イ 県域を越える避難の受入 (ア) (略) (イ) 要避難地域を管轄する都道府県知事等から避難住民の輸送手段の確保等の依頼を受けた場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、要避難地域を管轄する都道府県知事等から、国民保護法第13条に基づき、当該事務を受託することとする。 (ウ) _____知事_____は、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、受け入れなければならない</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 2 避難の指示 (3) 県域を越える住民の避難の調整 イ 県域を越える避難の受入 (ア) (略) (新規) (イ) 避難先地域を管轄する知事及び市町村長は、避難住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、受け入れなければならない。</p>
<p>第3編第4章 第2 2(5)</p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 (5) 避難の指示の通知及び伝達 避難の指示の関係機関への通知方法等については、原則として警報の場合と同様とする。ただし、警報における通知先に、関係指定公共機関を追加する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。 また、知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。 <u>※ 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難</u> <u>県は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u></p>	<p>第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難の指示等 (5) 避難の指示の通知及び伝達 避難の指示の関係機関への通知方法等については、原則として警報の場合と同様とする。ただし、警報における通知先に、関係指定公共機関を追加する。 この場合において、避難先地域を管轄する市町村長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。 また、知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。 (新規)</p>